

平成30年2月22日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、15都道府県の24人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。1月24日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 15都道府県24人

(北海道1、青森県1、福島県1、茨城県1、埼玉県3、東京都3、長野県1、愛知県3、大阪府3、奈良県1、山口県1、愛媛県1、宮崎県1、鹿児島県2、沖縄県1)

数字は人数

※ 予告は平成30年1月24日までに実施済み